三　建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）の規定による建築物のエネルギー消費性能の向上に関すること。

（企画調整官、地方航空活性化推進官及び地方航空支援企画調整官）

第百二十条　航空事業課に、企画調整官、地方航空活性化推進官及び地方航空支援企画調整官それぞれ一人を置く。

（削る）

（削る）

2～3　（略）

（地方航空活性化推進官）

3　地方航空活性化推進官は、地域的な航空運送に係る事業の助成に関する事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務（地方航空支援企画調整官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

4　（略）

（企画専門官）

第百四十条　国土交通省の本省の局及び課に、企画専門官百九十三人以内を置く。

2　（略）

（地方航空活性化推進室並びに企画調整官及び地方航空支援企画調整官）

第百二十条　航空事業課に、地方航空活性化推進室並びに企画調整官及び地方航空支援企画調整官それぞれ一人を置く。

2　地方航空活性化推進室は、地域的な航空運送に係る事業の助成に関する事務（地方航空支援企画調整官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

3　地方航空活性化推進室に、室長を置く。

4　（略）

（新設）

5　（略）

（企画専門官）

第百四十条　国土交通省の本省の局及び課に、企画専門官百九十二人以内を置く。

2　（略）

第二条　国土交通省組織規則の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
（建築環境推進官）	（建築物認定調整官及び建築環境推進官）
第七十九条の二　住宅局に、建築環境推進官一人を置く。	**第七十九条の二**　住宅局に、建築物認定調整官及び建築環境推進官それぞれ一人を置く。
（削る）	2　建築物認定調整官は、命を受けて、参事官のつかさどる職務のうち建築基準法に規定する構造方法等の認定及び特殊構造方法等認定に関する企画及び立案、調整、指導並びに監督に関する事務で特定事項に関するものを助ける。
2　（略）	3　（略）
（自動車登録管理室並びに自動車情報活用推進官及び自動車登録番号標企画調整官）	（自動車登録管理室並びに自動車情報活用推進官、ワンストップサービス推進企画調整官及び自動車登録番号標企画調整官）
第八十九条　自動車情報課に、自動車登録管理室並びに自動車情報活用推進官及び自動車登録番号標企画調整官それぞれ一人を置く。	**第八十九条**　自動車情報課に、自動車登録管理室並びに自動車情報活用推進官、ワンストップサービス推進企画調整官及び自動車登録番号標企画調整官それぞれ一人を置く。
2～4　（略）	2～4　（略）
（削る）	5　ワンストップサービス推進企画調整官は、自動車の保有に伴い必要となる手続のワンストップサービス化の推進に関する企画及び立案並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。
5　（略）	6　（略）

附　則

この省令は令和三年七月一日から施行する。ただし、第二条の規定は同年九月一日から施行する。

○国土交通省令第四十四号

国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第三十九条第二項の規定に基づき、地方航空局組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年六月三十日

国土交通大臣　赤羽　一嘉

地方航空局組織規則の一部を改正する省令

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（運航効率化推進官）	（運航効率化推進官）
第三十九条の四　新千歳空港事務所、成田空港事務所及び東京空港事務所に、それぞれ運航効率化推進官一人を置く。	**第三十九条の四**　成田空港事務所及び東京空港事務所に、それぞれ運航効率化推進官一人を置く。
2　（略）	2　（略）
（航空管制運航情報官）	（航空管制運航情報官）
第六十二条　丘珠空港事務所、稚内空港事務所、三沢空港事務所、百里空港事務所、新潟空港事務所、小松空港事務所、中部空港	**第六十二条**　丘珠空港事務所、稚内空港事務所、三沢空港事務所、百里空港事務所、新潟空港事務所、小松空港事務所、中部空港